5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) <個人住民税> 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(番号法別表第二より)

提供先	◎ 法令上の根拠	② 提供先における用途	③ 提供する情報	対象となる 本人の数	⑤ 対象となる本人の範囲	◎ 提供 方法
厚生労働大臣	番号法別表第2の 1項	健康保険法第5条第2項の規 定により厚生労働大臣が行う こととされた健康保険に関す る事務であって主務省令で定 められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		健康保険法第5条第2項の規 定により厚生労働大臣が行う こととされた健康保険に関する 事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
全国健康保険協会	番号法別表第2の 2項	健康保険法による保険給付の 支給に係る事務であって主務 省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		健康保険法による保険給付の 支給に係る事務であって主務 省令で定められた範囲に該当 する者	情報提供 ネットワークシ ステム
健康保険組合	番号法別表第2の 3項	健康保険法による保険給付の 支給に関する事務であって主 務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		健康保険法による保険給付の 支給に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該 当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
厚生労働大臣	番号法別表第2の 4項	船員保険法第4条第2項の規 定により厚生労働大臣が行う こととされた船員保険に関す る事務であって主務省令で定 められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		船員保険法第4条第2項の規 定により厚生労働大臣が行う こととされた船員保険に関する 事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
全国健康保険協会	番号法別表第2の 6項	船員保険法による保険給付又 は平成19年法律第30号附則 第39条の規定によりなお従前 の例によるものとされた平成 19年法律第30号第4条の規定 による改正前の船員保険法に よる保険給付の支給に関する 事務であって主務省令で定め られた用途			船員保険法による保険給付又 は平成19年法律第30号附則 第39条の規定によりなお従前 の例によるものとされた平成19 年法律第30号第4条の規定に よる改正前の船員保険法によ る保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
都道府県知事	番号法別表第2の 8項	児童福祉法による里親の認 定、養育里親の登録又は障害 児入所給付費、高額障害児入 所給付費若しくは特定入所障 害児食費等給付費の支給に 関する事務であって主務省令 で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		児童福祉法による里親の認 定、養育里親の登録又は障害 児入所給付費、高額障害児入 所給付費若しくは特定入所障 害児食費等給付費の支給に関 する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
都道府県知事	番号法別表第2の 9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する 事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
市町村長	番号法別表第2の 11項	児童福祉法による障害児通所 給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、管害児相談支援給付費者しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		児童福祉法による障害児通所 給付費、特例障害児通所給付 費、高額障害児通所給付費、 高額障害児通所給付費者しく は特例障害児相談支援給付 費の支給又は障害福祉サービ スの提供に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提供ネットワークシステム
都道府県知事 又は市町村長	番号法別表第2の 16項	児童福祉法による負担能力の 認定又は費用の徴収に関す る事務であって主務省令で定 められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		児童福祉法による負担能力の 認定又は費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
市町村長	番号法別表第2の 18項	予防接種法による給付の支給 又は実費の徴収に関する事 務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		予防接種法による給付の支給 又は実費の徴収に関する事務 であって主務省令で定められ た範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
都道府県知事	番号法別表第2の 23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律による入院措置 又は費用の徴収に関する事務 であって主務省令で定められ た範囲に該当する者	情報提供
都道府県知事 等	番号法別表第2の 26項	生活保護法による保護の決定 及び実施に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	税年度別の個人住		生活保護法による保護の決定 及び実施に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム

提供先	◎ 法令上の根拠	② 提供先における用途	③ 提供する情報	® 対象となる 本人の数	③ 対象となる本人の範囲	⊚ 提供 方法
市町村長	番号法別表第2の 27項	地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法律 に基づく条例による地方税の 賦課徴収に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
都道府県知事	番号法別表第2の 28項	生活保護法による保護の決定 及び実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		生活保護法による保護の決定 及び実施に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
厚生労働大臣 又は共済組合 等	番号法別表第2の 29項	地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法律 に基づく条例による地方税の 賦課徴収に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
公営住宅法第2 条第16号に規 定する事業主 体である都道 府県知事又は 市町村長	番号法別表第2の 31項	公営住宅法による公営住宅の 管理に関する事務であって主 務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		公営住宅法による公営住宅の 管理に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該 当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
日本私立学校 振興·共済事業 団	番号法別表第2の 34項	私立学校教職員共済法による 短期給付又は年金である給付 の支給に関する事務であって 主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		の支給に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に 該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
厚生労働大臣 又は共済組合 等	番号法別表第2の 35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		厚生年金保険法による年金で ある保険給付又は一時金の支 給に関する事務であって主務 省令で定められた範囲に該当 する者	情報提供 ネットワークシ ステム
文部科学大臣 又は都道府県 教育委員会	番号法別表第2の 37項	特別支援学校への就学奨励 に関する法律による特別支援 学校への就学のため必要な 経費の支弁に関する事務で あって主務省令で定められた 用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		特別支援学校への就学奨励に 関する法律による特別支援学 校への就学のため必要な経費 の支弁に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に 該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
国家公務員共 済組合	番号法別表第2の 39項	国家公務員共済組合法による 短期給付の支給に関する事 務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		国家公務員共済組合法による 短期給付の支給に関する事務 であって主務省令で定められ た範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
国家公務員共済組合連合会	番号法別表第2の 40項	国家公務員共済組合法又は 国家公務員共済組合法の長 期給付に関する施行法による 年金である給付の支給に関す る事務であって主務省令で定 められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		国家公務員共済組合法又は 国家公務員共済組合法の長 期給付に関する施行法による 年金である給付の支給に関す る事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
市町村長又は 国民健康保険 組合	番号法別表第2の 42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
厚生労働大臣	番号法別表第2の 48項	国民年金法による年金である 給付若しくは一時金の支給、 保険料の納付に関する処分 又は保険料その他徴収金の 徴収に関する事務であって主 務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		国民年金法による年金である 給付若しくは一時金の支給、 保険料の納付に関する処分又 は保険料その他徴収金の徴収 に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当す る者	
住宅地区改良 法第2条第2 項に規定する 施行者であ知 施道府県知村 又は市町村長	番号法別表第2の 54項	住宅地区改良法による改良住 宅の管理若しくは家賃若しくは 敷金の決定若しくは変更又は 収入超過者に対する措置に関 する事務であって主務省令で 定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		住宅地区改良法による改良住 宅の管理若しくは家賃若しくは 敷金の決定若しくは変更又は 収入超過者に対する措置に関 する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
都道府県知事 等	番号法別表第2の 57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務で あって主務省令で定められた 用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた 範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
地方公務員共 済組合	番号法別表第2の 58項	地方公務員等共済組合法に よる短期給付の支給に関する 事務であって主務省令で定め られた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム

提供先	◎ 法令上の根拠	② 提供先における用途	◎ 提供する情報	動対象となる本人の数	⑤ 対象となる本人の範囲	⑤ 提供 方法
地方公務員共 済組合又は全 国市町村職員 共済組合連合 会	番号法別表第2の 59項	地方公務員等共済組合法又 は地方公務員等共済組合法 の長期給付等に関する施行 法による年金である施行の支 給に関する事務であって主務 省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		地方公務員等共済組合法又 は地方公務員等共済組合法 の長期給付等に関する施行法 による年金である給付の支給 に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当す る者	情報提供 ネットワークシ ステム
市町村長	番号法別表第2の 61項	老人福祉法による福祉の措置 に関する事務であって主務省 令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		老人福祉法による福祉の措置 に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当す る者	情報提供 ネットワークシ ステム
市町村長	番号法別表第2の 62項	老人福祉法による費用の徴収 に関する事務であって主務省 令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		老人福祉法による費用の徴収 に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当す る者	情報提供 ネットワークシ ステム
都道府県知事	番号法別表第2の 63項	母子及び父子並びに寡婦福 祉法による償還未済額の免除 又は資金の貸付けに関する事 務であって主務省令で定めら れた用途				情報提供 ネットワークシ ステム
都道府県知事 又は市町村長	番号法別表第2の 64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		母子及び父子並びに寡婦福祉 法による配偶者のない者で現 に児童を扶養しているもの又 は寡婦についての便宜の供与 に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当す る者	情報提供 ネットワークシ ステム
都道府県知事 等	番号法別表第2の 65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		母子及び父子並びに寡婦福祉 法による給付金の支給に関す る事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
厚生労働大臣 又は都道府県 知事	番号法別表第2の 66項	特別児童扶養手当等の支給 に関する法律による特別児童 扶養手当の支給に関する事 務であって主務省令で定めら れた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
都道府県知事 等	番号法別表第2の 67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号財則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉 手当若しくは特別障害者手当 又は昭和60年法律第34号附 則第97条第1項の福祉手当の 支給に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該 当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
市町村長	番号法別表第2の 70項	母子保健法による費用の徴収 に関する事務であって主務省 令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		母子保健法による費用の徴収 に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当す る者	情報提供 ネットワークシ ステム
厚生労働大臣 又は都道府県 知事	番号法別表第2の 71項	雇用対策法による職業転換給 付金の支給に関する事務で あって主務省令で定められた 用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた 範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
市町村長(児童 手当法第17条 第1項の表の下 欄に掲げる者 を含む。)	番号法別表第2の 74項	児童手当法による児童手当又 は特例給付の支給に関する 事務であって主務省令で定め られた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		児童手当法による児童手当又 は特例給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
後期高齢者医 療広域連合	番号法別表第2の 80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		高齢者の医療の確保に関する 法律による後期高齢者医療給 付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する 者	情報提供 ネットワークシ ステム
厚生労働大臣	番号法別表第2の 84項	昭和60年法律第34号附則第 87条第2項の規定により厚生 年金保険の実施者たる政府 が支給するものとされた年金 である保険給付の支給に関す る事務であって主務省令で定 められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		昭和60年法律第34号附則第 87条第2項の規定により厚生 年金保険の実施者たる政府が 支給するものとされた年金であ る保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者	

提供先	◎ 法令上の根拠	② 提供先における用途	③ 提供する情報	 対象となる 本人の数	◎ 対象となる本人の範囲	⊚ 提供 方法
都道府県知事 等	番号法別表第2の 87項	中国残留邦人等支援給付の 支給に関する事務であって主 務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		中国残留邦人等支援給付の 支給に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該 当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
厚生労働大臣	番号法別表第2の 91項	平成8年法律第82号附則第16 条第3項の規定により厚生年 金保険の実施者たる政府が 支給するものとされた年金で ある給付の支給に関する事務 であって主務省令で定められ た用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		平成8年法律第82号附則第16 条第3項の規定により厚生年 金保険の実施者たる政府が支 給するものとされた年金である 給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた 範囲に該当する者	
平成8年法律第 82号附則第32 条第2項に規定 する存続組名 は82号 は82号 は82号 は第3号 第48条第1項に 規定 規定 基金	番号法別表第2の 92項	平成8年法律第82号による年 金である長期給付又は年金で ある給付の支給に関する事務 であって主務省令で定められ た用途			平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である特の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
市町村長	番号法別表第2の 94項	介護保険法による保険給付の 支給、実施地域支援事業の実 施又は保険料の徴収に関す る事務であって主務省令で定 められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		介護保険法による保険給付の 支給、実施地域支援事業の実 施又は保険料の徴収に関する 事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
都道府県知事 又は保健所を 設置する市の 長	番号法別表第2の 97項	介護保険法による保険給付の 支給又は保険料の徴収に関 する事務であって主務省令で 定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		介護保険法による保険給付の 支給又は保険料の徴収に関す る事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
厚生労働大臣	番号法別表第2の 101項	厚生年金保険制度及び農林 漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業 団体職員共済組合法等を廃 止する等の法律附則第16条 第3項の規定により厚生年金 保険の実施者たる政府が支 給けの支給に関する事務で あって主務省令で定められた 用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給合りのとされた年金であるものとされた年金でするものとされた年金でするあって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
農林漁業団体 職員共済組合	番号法別表第2の 102項	厚生年金保険制度及び農林 漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業 回体職員共済組合法等を廃 止する等の法律による年金で ある給付(同法附則第16条第 3項の規定により厚生年金保 険の実施者たる政府金である 給付を除(。)若しくは で時 の 大谷に関する事務であ金 の で と称た関する事務であ金 の で と称たり と称たま といて といて といた といて といた といて といて といて といて といて といて といて といて といて といて	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止る等の法律による年金保険の規定により厚生年金保険の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給給付を制定された年金のとされた年金のとされた年金のとされた年金のとされた年金のとされた年金のとされた年金のとされた年金のとされた年金のとされた年金のとされた年金の表記を開発をある。若しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対	情報提供 ネットワークシ ステム
独立行政法人 農業者年金基 金	番号法別表第2の 103項	独立行政法人農業者年金基 金法による農業者年金事業の 給付の支給若しくは保険料そ の他徴収金の徴収又は同法 附則第6条第項第1号の規去 により独立行うものとされた 金基金が行うものとされたる であって主律第29号による改 正前の農業者年金基金法 によりな立たの は成2年法律第21号による改 正前の農業者年金基金法に よる給付の支給に関するる であって主務省令で定められ た用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同規時により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平金基金が行うものとされた正はは大きなとは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	情報提供 ネットワークシ ステム
独立行政法人 日本学生支援 機構	番号法別表第2の 106項	独立行政法人日本学生支援 機構法による学資の貸与に関 する事務であって主務省令で 定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		独立行政法人日本学生支援 機構法による学資の貸与に関 する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム

提供先	◎ 法令上の根拠	② 提供先における用途	◎ 提供する情報	 対象となる本人の数	⑤ 対象となる本人の範囲	⑤ 提供 方法
厚生労働大臣	番号法別表第2の 107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		特定障害者に対する特別障害 給付金の支給に関する法律に よる特別障害給付金の支給に 関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する 者	情報提供 ネットワークシ ステム
都道府県知事 又は市町村長	番号法別表第2の 108項	障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するため の法律による自立支援給付の 支給又は地域生活支援事業 の実施に関する事務であって 主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援給付の支 給又は地域生活支援事業の 実施に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該 当する者	情報提供ネットワークシステム
文部科学大 臣、都道府県 知事又は都道 府県教育委員 会	番号法別表第2の 113項	公立高等学校に係る授業料 の不徴収及び高等学校等就 学支援金の支給に関する法 律による就学支援金の支給に 関する事務であって主務省令 で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		公立高等学校に係る授業料の 不徴収及び高等学校等就学支 援金の支給に関する法律によ る就学支援金の支給に関する 事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
厚生労働大臣	番号法別表第2の 114項	職業訓練の実施等による特定 求職者の就職の支援に関す る法律による職業訓練受講給 付金の支給に関する事務で あって主務省令で定められた 用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		職業訓練の実施等による特定 求職者の就職の支援に関する 法律による職業訓練受講給付 金の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提供ネットワークシステム
平成23年法律 第56号附則第 23条第1項第3 号に規定する 存続共済会	番号法別表第2の 115項	平成23年法律第56号による年 金である給付の支給に関する 事務であって主務省令で定め られた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		平成23年法律第56号による年 金である給付の支給に関する 事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
市町村長	番号法別表第2の 116項	子ども・子育て支援法による 子どものための教育・保育給 付の支給又は地域子ども・子 育て支援事業の実施に関する 事務であって主務省令で定め られた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
厚生労働大臣	番号法別表第2の 117項	年金生活者支援給付金の支 給に関する法律による年金生 活者支援給付金の支給に関 する事務であって主務省令で 定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		年金生活者支援給付金の支 給に関する法律による年金生 活者支援給付金の支給に関す る事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム
都道府県知事	番号法別表第2の 120項	難病の患者に対する医療等に 関する法律による特定医療費 の支給に関する事務であって 主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		難病の患者に対する医療等に 関する法律による特定医療費 の支給に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に 該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム